

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】               | 関東財務局長  |
| 【提出日】               | 2025年8月7日   |
| 【会社名】               | 株式会社創建エース   |
| 【英訳名】               | Souken Ace Co., Ltd.  |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役会長兼社長 西山 由之  |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号   |
| 【電話番号】              | 03-3344-0011(代表)  |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役 管理本部長 南條 和広   |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号   |
| 【電話番号】              | 03-3344-0011(代表)  |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役 管理本部長 南條 和広   |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当<br>第27回新株予約権証券 13,300,000円<br>新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額<br>1,343,300,000円<br>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  |

(注) 2023年6月26日開催の第59回定時株主総会の決議により、2023年6月26日から会社名及び英訳名並びに本店の所在地の場所を上記のとおり変更いたしました。変更前の会社名は、中小企業ホールディングス株式会社です。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年3月31日提出の有価証券届出書について、2025年8月7日付で第58期(自2021年4月1日至2022年3月31日)有価証券期報告書の訂正報告書及び第59期第3四半期(自2022年10月1日至2022年12月31日)に係る四半期報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券(第27回新株予約権証券)
  - (2) 新株予約権の内容等  
(注)1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由
- 2 新規発行による手取金の使途
  - (2) 手取金の使途

### 第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 野で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第27回新株予約権証券）】

(2) 新株予約権の内容等

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(訂正前)

(前略)

過去3年間の当社グループの業績

|                    | 2020年3月期    | 2021年3月期    | 2022年3月期    |
|--------------------|-------------|-------------|-------------|
| 連結売上高              | 2,270,835千円 | 1,329,245千円 | 2,848,789千円 |
| 連結営業損失( )          | 386,072千円   | 1,022,122千円 | 374,145千円   |
| 連結経常損失( )          | 394,165千円   | 1,111,163千円 | 842,314千円   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失( ) | 455,416千円   | 1,307,896千円 | 914,978千円   |
| 1株当たり連結当期純損失( )    | 3.11円       | 5.78円       | 3.04円       |
| 1株当たり連結純資産         | 5.22円       | 5.06円       | 2.97円       |
| 1株当たり配当金           | 0円          | 0円          | 0円          |
| 実績連結配当性向           |             |             |             |

(中略)

今期第3四半期までの建設事業の実績

| 完工分     | 第1四半期       | 第2四半期     | 第3四半期     |
|---------|-------------|-----------|-----------|
| 大規模修繕工事 | 26件         | 23件       | 44件       |
| 新築工事    | 15件         | 33件       | 36件       |
| 足場仮設工事  | 3件          | 14件       | 15件       |
| 解体工事    | -           | -         | 12件       |
| 期間売上高   | 1,154,304千円 | 913,911千円 | 919,605千円 |

(後略)

(訂正後)

(前略)

過去3年間の当社グループの業績

|                    | 2020年3月期    | 2021年3月期    | 2022年3月期  |
|--------------------|-------------|-------------|-----------|
| 連結売上高              | 2,270,835千円 | 1,329,245千円 | 262,584千円 |
| 連結営業損失( )          | 386,072千円   | 1,022,122千円 | 452,155千円 |
| 連結経常損失( )          | 394,165千円   | 1,111,163千円 | 920,324千円 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失( ) | 455,416千円   | 1,307,896千円 | 992,988千円 |
| 1株当たり連結当期純損失( )    | 3.11円       | 5.78円       | 3.95円     |
| 1株当たり連結純資産         | 5.22円       | 5.06円       | 2.66円     |
| 1株当たり配当金           | 0円          | 0円          | 0円        |
| 実績連結配当性向           |             |             |           |

(中略)

今期第3四半期までの建設事業の実績

| 完工分     | 第1四半期    | 第2四半期   | 第3四半期   |
|---------|----------|---------|---------|
| 大規模修繕工事 | -        | -       | -       |
| 新築工事    | -        | -       | -       |
| 足場仮設工事  | -        | -       | -       |
| 解体工事    | -        | -       | -       |
| 期間売上高   | 19,714千円 | 4,257千円 | 8,274千円 |

(後略)

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (2)【手取金の使途】

(訂正前)

(前略)

巧栄ビルドの概要

|                     |                    |            |            |
|---------------------|--------------------|------------|------------|
| 所在地                 | 東京都千代田区神田錦町三丁目4番地2 |            |            |
| 代表者の役職・氏名           | 代表取締役 岡本 武之        |            |            |
| 事業内容                | 建設業                |            |            |
| 設立年月日               | 2001年10月2日         |            |            |
| 資本金                 | 90,000,000円        |            |            |
| 決算期                 | 3月31日              |            |            |
| 過去3年間の経営成績及び財務状態    |                    |            |            |
| 決算期                 | 2020年3月期           | 2021年3月期   | 2022年3月期   |
| 純資産                 | 333,707千円          | 346,959千円  | 299,599千円  |
| 総資産                 | 651,094千円          | 365,457千円  | 613,485千円  |
| 1株当たり純資産            | 24,181.68円         | 25,142.00円 | 21,710.13円 |
| 売上高                 | 44,304千円           | 59,024千円   | 392,270千円  |
| 営業利益(又は損失( ))       | 1,688千円            | 15,139千円   | 14,088千円   |
| 当期純利益(又は損失( ))      | 1,532千円            | 13,252千円   | 47,359千円   |
| 1株当たり当期純利益(又は損失( )) | 111.04円            | 960.32円    | 3,431.87円  |
| 1株当たり配当金            | -                  | -          | -          |

当社は、過去にはその当時の経営陣の経営方針で建設事業を縮小することも行われましたが、建設事業に係わる従業員も在籍しており、戸建住宅の販売を通じ大勢の顧客との間で取引実績もあります。そして、当社の売上拡大・収益向上には収益の安定が不可欠であり、そのためには知見や経験を有する建設事業の事業基盤を固める必要があると考え、当社グループとして2021年4月以降これに取り組んでまいりました。その結果、2023年第3四半期決算においては、当社の連結売上高3,050百万円に占める建設事業の連結売上高(2,987百万円)の割合は97.9%となり、当社の業績への寄与度が非常に高くなっております。なお、2023年第2四半期から、建設事業を本格的に巧栄ビルドに1本化しております。したがって、本新株予約権の行使による調達した資金を巧栄ビルドの建設事業に充当することで、更なる建設事業の拡大を進め、他の連結子会社の事業環境の整備や販売促進策への取り組む時間と余裕が生まれることとなります。また、中小企業ホールディングスプロジェクトにも同様に取り組むことが可能となります。このように、今回の資金調達も踏まえ、建設事業の業績向上に注力することによって、当社グループ全体の業績拡大が期待できます。

(後略)

(訂正後)

(前略)

## 巧栄ビルドの概要

|                     |                    |            |                   |
|---------------------|--------------------|------------|-------------------|
| 所在地                 | 東京都千代田区神田錦町三丁目4番地2 |            |                   |
| 代表者の役職・氏名           | 代表取締役 岡本 武之        |            |                   |
| 事業内容                | 建設業                |            |                   |
| 設立年月日               | 2001年10月2日         |            |                   |
| 資本金                 | 90,000,000円        |            |                   |
| 決算期                 | 3月31日              |            |                   |
| 過去3年間の経営成績及び財務状態    |                    |            |                   |
| 決算期                 | 2020年3月期           | 2021年3月期   | 2022年3月期          |
| 純資産                 | 333,707千円          | 346,959千円  | <u>300,365千円</u>  |
| 総資産                 | 651,094千円          | 365,457千円  | <u>306,112千円</u>  |
| 1株当たり純資産            | 24,181.68円         | 25,142.00円 | <u>21,765.61円</u> |
| 売上高                 | 44,304千円           | 59,024千円   | <u>23,953千円</u>   |
| 営業利益(又は損失( ))       | 1,688千円            | 15,139千円   | <u>13,323千円</u>   |
| 当期純利益(又は損失( ))      | 1,532千円            | 13,252千円   | <u>46,594千円</u>   |
| 1株当たり当期純利益(又は損失( )) | 111.04円            | 960.32円    | <u>3,376.40円</u>  |
| 1株当たり配当金            | -                  | -          | -                 |

当社は、過去にはその当時の経営陣の経営方針で建設事業を縮小することも行われましたが、建設事業に係わる従業員も在籍しており、戸建住宅の販売を通じ大勢の顧客との間で取引実績もあります。そして、当社の売上拡大・収益向上には収益の安定が不可欠であり、そのためには知見や経験を有する建設事業の事業基盤を固める必要があると考え、当社グループとして2021年4月以降これに取り組んでまいりました。その結果、2023年第3四半期決算においては、当社の連結売上高94百万円に占める建設事業の連結売上高(32百万円)の割合は34.2%となりました。なお、2023年第2四半期から、建設事業を本格的に巧栄ビルドに1本化しております。したがって、本新株予約権の行使による調達した資金を巧栄ビルドの建設事業に充当することで、更なる建設事業の拡大を進め、他の連結子会社の事業環境の整備や販売促進策への取り組む時間と余裕が生まれることとなります。また、中小企業ホールディングスプロジェクトにも同様に取り組むことが可能となります。このように、今回の資金調達も踏まえ、建設事業の業績向上に注力することによって、当社グループ全体の業績拡大が期待できます。

(後略)

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                     |                               |                         |
|---------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第58期)      | 自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日   | 2022年6月28日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書  | 事業年度<br>(第59期第3四半期) | 時 2022年10月1日<br>至 2022年12月31日 | 2023年2月13日<br>関東財務局長に提出 |

(省略)

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|                   |                     |                               |                         |
|-------------------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書           | 事業年度<br>(第58期)      | 自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日   | 2022年6月28日<br>関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書            | 事業年度<br>(第59期第3四半期) | 時 2022年10月1日<br>至 2022年12月31日 | 2023年2月13日<br>関東財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の<br>訂正報告書 | 事業年度<br>(第58期)      | 自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日   | 2025年8月7日<br>関東財務局長に提出  |
| 四半期報告書の訂<br>正報告書  | 事業年度<br>(第59期第3四半期) | 時 2022年10月1日<br>至 2022年12月31日 | 2025年8月7日<br>関東財務局長に提出  |

(省略)

独立監査人の監査報告書

2025年8月7日

株式会社創建エース

取締役会 御中

プログレス監査法人  
東京都豊島区指定社員 公認会計士 柴田 洋  
業務執行社員指定社員 公認会計士 岡田 千穂  
業務執行社員

## &lt;財務諸表監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中小企業ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの訂正後の連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中小企業ホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度まで継続的に親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており当連結会計年度においても992,988千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。また、営業活動によるキャッシュ・フローも継続してマイナスとなっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

| 工事契約にかかる収益認識基準の適用に関して  |   |
|--|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由   | 監査上の対応  |
| <p>会社は、有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、子会社における収益計上につき特別調査委員会を設置して調査した結果、2021年9月四半期から2023年6月四半期までの会計期間に、経済実態を反映しない売上高の計上があったため、該当する売上高・売上原価を取り消す会計処理を行った。</p> <p>過年度訂正は、過去の取引の訂正である上、複数期の訂正を伴うもので、誤謬リスクが高く、特に重要性が高いと判断したことから、過年度訂正の監査対応は、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、工事契約に係る収益認識基準の妥当性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者が調査を依頼した特別調査委員会に面談し、調査内容・調査結果を慎重に検討した。</li> <li>・子会社の巧栄ビルド株式会社の担当者に面談し、会計処理の妥当性を検討した。</li> <li>・経済実態を反映しない売上高の内容を調査し、取り消し事由に該当するか慎重に検討した。</li> <li>・売上の取り消し事由となる取引に関して、詳細テストを実施した。</li> <li>・訂正報告書の訂正金額と表示の妥当性を検討した。</li> <li>・訂正前の前任監査人の監査結果を検討し、必要に応じて、追加的手続を実施した。</li> </ul> <p>前任監査人は、以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)内部統制の評価<br/>工事原価総額の見積りに関する連結子会社の受注から完成工事高の計上までの内部統制について整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>(2)工事原価総額の見積り<br/>工事原価総額の見積りの合理性について、見積手法、重要な仮定及びデータの選択及び適用の状況について検討を行った。</li> </ol> |

## その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。訂正前の連結財務諸表は前任監査人によって監査が実施されており、前任監査人は2022年6月28日に監査報告書を提出しているが、当監査法人は、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

会社の2021年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人により監査が実施され、2021年6月29日に無限定適正意見が表明されている。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務に執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月7日

株式会社創建エース

取締役会 御中

プログレス監査法人  
東京都豊島区指定社員 公認会計士 柴田 洋  
業務執行社員指定社員 公認会計士 岡田 千穂  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中小企業ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日の第58期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中小企業ホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで継続的に当期純損失を計上しており当事業年度においても1,271,196千円の当期純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

## その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。訂正前の財務諸表は前任監査人によって監査が実施されており、前任監査人は2022年6月28日に監査報告書を提出しているが、当監査法人は、当該訂正に伴い、訂正後の財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

会社の2021年3月31日をもって終了した事業年度の財務諸表は、前任監査人により監査が実施され、2021年6月29日に無限定適正意見が表明されている。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の監査意見実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提会社)が別途保管しております。

2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2025年8月7日

株式会社創建エース

取締役会 御中

プログレス監査法人

東京都豊島区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 洋指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岡田 千穂

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中小企業ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2022年10月1日から2022年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年12月31日まで)に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中小企業ホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第3四半期連結累計期間において親会社株主に帰属する四半期純利益261,469千円を計上しているが、前連結会計年度まで継続的に親会社株主に帰属する当期純損失を計上していたことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。訂正前の四半期連結財務諸表は前任監査人によって四半期レビューが実施されており、前任監査人は2023年2月13日に四半期レビュー報告書を提出しているが、当監査法人は、当該訂正に伴い、訂正後の四半期連結財務諸表に対して本四半期レビュー報告書を提出する。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。